

国道11号 伏石地区電線共同溝 P F I 事業

事業者等が付す保険等

令和 7 年10月

国土交通省 四国地方整備局

国道11号 伏石地区電線共同溝PFI事業における事業者等が付す保険等

国道11号 伏石地区電線共同溝PFI事業に関する事業契約（以下「事業契約」という。）第9条及び第29条の定めるところにより国道11号 伏石地区電線共同溝PFI事業（以下「本事業」という。）に関して、事業者の責任と費用負担により付す保険及びその条件は以下の通りとする。ただし、以下の条件は、最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。

なお、以下に用いられる用語の意義は、別段の定めのない限り、「事業契約書（案）」（入札説明書 添付1）の別紙2に記載する語句の定義に定めるところによる。

第1. 整備業務の履行に係る保険

調査・設計業務、工事業務及び工事監理業務の履行にかかる保険として、設計・建設工事契約履行保証保険、土木工事保険及び第三者賠償責任保険を付保する。

ただし、入札説明書に定める契約保証金を納付する場合又は契約保証金納付にかわる担保の提供を設計・建設工事契約履行保証保険以外の方法により行う場合には、設計・建設工事契約履行保証保険の付保の必要はない。

1. 設計・建設工事契約履行保証保険

（1）保険名称

設計・建設工事契約履行保証保険

（2）保険内容

事業者又は設計企業、工事企業並びに工事監理企業の契約不履行により事業契約が解除されたことに伴い、事業者が四国地方整備局に支払うべき違約金を担保する。

（3）付保条件

- ① 保険の契約期間は、事業契約の締結日から事業者と本施設の引渡日（事業契約締結時点では、引渡予定日）までとする。
- ② 保険の契約者は、原則として事業者とし、設計企業及び工事企業並びに工事監理企業を契約者とする場合は、それぞれ四国地方整備局を保険金受取人とする質権設定を行うものとする。
- ③ 保険（保証）金額は、本件工事費等（消費税及び地方消費税を含む。）の10%以上とする。なお、事業者又は設計企業、工事企業若しくは工事監理企業の何れによる契約不履行の場合であっても、保険（保証）金額は上記のとおりとする。

2. 土木工事保険

(1) 保険名称

土木工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

(2) 保険内容・目的

本件工事の工事中に発生した工事目的物の損害を担保する。（一部に付属設備を含む場合も対象とする。）

(3) 付保条件

- ① 担保範囲は、本件工事の全てとする。
- ② 保険期間は、工事期間の全期間とする。
- ③ 保険契約者は、事業者又は工事企業とする。
- ④ 被保険者は、四国地方整備局及び事業者、設計企業、工事企業、工事監理企業、所有権移転企業並びにそのすべての下請負人等を含むものとする。
- ⑤ 保険金額は、本施設の工事業務に係る工事費（消費税を含む。）とする。
- ⑥ 保険の契約時期は、事業者と工事企業との間における工事業務の実施に関する契約の締結に合せて可及的速やかに、遅くとも事業者が本施設の工事に着手する日までに契約するものとする。
- ⑦ 水災、雪災害危険担保とする。

3. 第三者賠償責任保険

(1) 保険名称

第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

(2) 保険内容

本件工事の遂行に伴って派生した第三者（四国地方整備局及びその職員、道路利用者、地域住民を含む。）に対する対人及び対物賠償損害を担保する。また、土木工事保険の特約として第三者損害賠償責任担保特約を付帯することでも差し支えない。

(3) 付保条件

- ① 担保範囲は、本件工事の全てとする。
- ② 保険期間は、工事期間の全期間とする。
- ③ 保険契約者は、事業者又は工事企業とする。
- ④ 被保険者は、事業者、設計企業、工事企業、工事監理企業、所有権移転企業並びにそのすべての下請負人等を含むものとする。
- ⑤ 工事企業（下請負人等を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
- ⑥ 保険の契約時期は、事業者と工事企業との間における工事業務の実施に関する契約の

締結に合せて可及的速やかに、遅くとも事業者が本施設の工事に着手する日までに契約するものとする。

第2. 維持管理業務の履行に係る保険

維持管理業務の履行にかかる保険として、第三者賠償責任保険を付保する。

(1) 保険名称

第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

(2) 保険内容

維持管理対象施設の維持管理の欠陥に起因して派生した第三者に対する事業者又は維持管理企業（その下請負人等を含む。）の負う対人及び対物賠償損害を担保する。

(3) 付保条件

- ① 担保範囲は、維持管理対象施設の全てとする。
- ② 保険期間は、維持管理期間の全期間とする。なお、賠償責任保険は、1年程度の期間ごとに契約更新を行う条件でも良いものとする。
- ③ 保険契約者は、事業者又は維持管理企業とする。
- ④ 被保険者は、四国地方整備局及び事業者、維持管理企業並びにそのすべての下請負人等とする。
- ⑤ 事業者及び維持管理企業（下請負人等を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
- ⑥ 保険の契約時期は、維持管理対象施設の維持管理業務開始日以前とし、遅くとも本施設の引渡日までに契約するものとする。